

第113号議案

令和7年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度宍粟市の水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
水道施設浄水場等運転管理業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	757,000

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三